

## 民間賃貸住宅の 応急仮設住宅扱い

☎238054

震災で自宅が全壊または流出し、居住する住宅を失った被災者のために、県が賃貸住宅等を借り受けて応急仮設住宅として提供しています。

また、被災者自身が既に民間賃貸住宅を借りて入居した場合でも、一定の要件を満たすことを条件に、県がその物件を借り受け、応急仮設住宅に切り替えることができます。詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。

## 義援金の配分

☎236012

全国から寄せられた義援金を被災者に支給します。

義援金の配分対象者および配分額の基準は、宮城県・大崎市配分委員会によってそれぞれ決定されたものです。

現在、市では震災の被災者に対し配分するための支給申請を受け付けています。

### ◆対象となる世帯

① 人的被害（死亡者の遺族、

行方不明者の家族および一月以上の負傷を負われた人）

② 住家被害（り災証明書により半壊以上の被害を受けた世帯。アパートなど居室単位で生計を立てている世帯も対象となります。③ 会社等を解雇された人（震災によって解雇や内定を取消しされた人）

### ◆申込

社会福祉課または各総合支所保健福祉課

## 災害弔慰金・災害 障害見舞金の支給

☎236012

震災による死亡者・行方不明者の家族に対して災害弔慰金を、また、震災により著しい障害を受けた市民に対しては障害見舞金を支給します。詳しくは、社会福祉課までお問い合わせください。

## 災害援護資金の 貸付

☎236012

震災により負傷または住宅・家財に大きな被害を受けた人に、災害援護資金の貸付

けを行っていただきます。

被害の程度に応じて最高三百五十万円まで貸付できます。貸付利率は年三%、償還期間は十年以内（その内据置期間は三年）となっています。

### ◆申込

社会福祉課または各総合支所保健福祉課

## 大崎市奨学金奨 学生の緊急募集

☎25033

震災による被災者に大崎市奨学金の奨学生を募集します。奨学金は全額返済義務がありますが、無利子です。

### ◆対象者

保護者が市内に居住し、学業、人物ともに優れている人で、次の①～②に該当する人

① 震災により居住している住宅（保護者の居住住宅も含む）が被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」と判定された世帯② 震災により保護者が死亡または解雇（雇用保険受給資格者証の離職理由が天災等の理由に限る）等により経済的な理由で修学が困難な人

### ◆貸付月額

高校 一万五千元、大学・短期大学・専修学校・各種学校等 三万円

### ◆必要な書類

奨学金貸付申請書、世帯全員の住民票、奨学金貸付生推薦書、対象となる要件により「り災証明書写し」または「雇用保険受給資格者証写し」

### ◆申込

六月一日（水）～七月十五日（金）まで教育委員会学校教育課、教育委員会古川支局、各教育委員会支所に申請。

## あしなが育英会の 特別一時給付金

☎0120-77-8565

震災で保護者が死亡、行方不明または著しい後遺障害を負った人の子ども

### ◆給付額

未就学児 十万円、小学生 二十万円、高校生 三十万円、大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生 四十万円

### ◆申込

平成二十四年三月十日（土）まであしなが育英会まで申請。

## 避難中の小児・ 妊婦の保健事業

☎235311

被災により、大崎市に避難中の小児や妊婦の保健事業は、大崎市でも受けられます。

乳幼児健診・育児相談については、大崎市で実施する日程・会場で受診することができます（今月号では二十二ページを参照してください）。また、問診票・相談票等が必要となりますので、事前に健康推進課または総合支所保健福祉課にお問い合わせください。

## 全国避難者情報 システム

☎235144

東日本大震災により、全国各地に避難されている人に、避難元（住所地）の県・市町村からの情報提供を支援する「全国避難者情報システム」が開始されました。

避難元市区町村および避難元都道府県では、区域外に避難した人への災害に関する手続き等のお知らせや、さまざまな行政サービスの情報提供を行うため区域外避難者の所在地等を把握する必要があります。

## 震災復興計画策 定に関する意見・ 提言の募集

☎232129

東日本大震災は、道路、堤防、学校、病院、公共施設などに甚大な被害をもたらしました。

今後、市民の皆さんと一緒に復興に取り組んでいくため、「より災害に強いまちづくり」「沿岸地域への広域的支援と共生」「新しい東北を牽引する宝の都（くに）・大崎の創生」を目指し、「大崎市震災復興計画」を策定します。

計画策定にあたり、震災復興懇話会、震災復興市民会議を設置するとともに、市民の皆さんからも多くの意見、提言をいただきながら進めます。

震災復興に対する意見・提言をお寄せください。

【募集期間】六月一日（水）～十五日（水）

### 【提出方法】

任意の様式に意見・提言を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。

- 市役所西庁舎四階政策課 震災復興推進室（〒989-6188 古川七日町一）へ持参または郵送、ファクス（☎232427）により提出。郵送の場合は六月十五日（水）必着。
- 電子メールで提出する場合 件名は「震災復興計画に関する意見・提言」としEメールアドレス [osakinivasi.jp](mailto:osakinivasi.jp) まで送信してください。
- 市役所本庁舎、東庁舎、各総合支所、各出張所にある「震災復興計画提言ボックス」に投函してください。

※匿名（無記名）での意見・提言も受け付けします。  
※意見・提言に回答は行いません。ご了承ください。

### 【震災復興懇話会】

震災復興の基本理念などについて、各分野の委員から意見、提言をいただきます。

### 【震災復興市民会議】

震災復興計画について、市民や各団体の代表者から意見、提言をいただき計画を策定します。

**愛犬（小型・中型）サポート** リビングで自由に過ごすスタイル!!  
ドッグホテル&シャンプー

要予約 【料金例】 【お散歩あり】  
●お泊り（5kg以下） ¥3,000  
●シャンプー（3kg以下） ¥1,500  
●グルーミング（3kg以下） ¥3,100  
（爪きり・耳掃除・足裏バリカン・肛門線しほり・シャンプー）

動物取扱業登録 第0904521004号 **ワンちゃんのお宿 ゆうの森**  
大崎市古川北福葉1-8-24 TEL・FAX 0229-23-0098  
受付時間 / 9:00~18:00 定休日 / 水曜日 【ワンちゃんのお宿 ゆうの森】 検索

**多重債務は法律で解決できます**

■相談内容 / 多重債務整理相談  
（自己破産 個人民事再生 ヤミ金対策 特定調停 任意債務処理）

■場所 / 宮城県大崎市古川駅前南三丁目 15番地 泉ビルA棟 101号室  
（イオン近く 裁判所南 古川法律相談センター南隣）

■担当 / 司法書士 大泉 守夫  
（宮城県司法書士会所属 認定番号 237092）

TEL 0229-24-1303 FAX 0229-24-2858

アパマンショップ全国ネットワークで理想のお部屋へナビします  
**アパマンショップ古川駅前店**

創業 昭和47年  
不動産と建設の総合力で地域に貢献いたします。

宅地建物取引業:宮城県知事免許(11)1000号(社)宮城県宅地建物取引業協会(社)全国宅地建物取引業保証協会 東北地区不動産公正取引協議会加盟  
<http://www.yoitochi.com> 〒989-6162 宮城県大崎市古川駅前大通2丁目6番16号

株式会社 **古川土地** TEL. 0229-23-8484  
FURUKAWA-TOCHI ☎0120-2-8484-2 (携帯・PHSが5も通話可)